

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「人権三法」について紹介します。



○人権三法とは

まず、人権三法とはどのような法律なのかを説明します。これは、2016年に施行された差別解消を図るための三つの法律を指します。この人権三法を構成している三つの法律はそれぞれ「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」と言います。では、この三つの法律について紹介します。

○障害者差別解消法

まず、障害者差別解消法についてです。この法律では障がいのある人もない人もお互いにその人らしさを認め合い、共生できる社会を作っていくことを目的としてできた法律です。具体的には行政機関や事業者が障がい者への「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を求めるといったものです。

○ヘイトスピーチ解消法

次に二つ目のヘイトスピーチ解消法について紹介したいと思います。まずヘイトスピーチとは何かを説明します。

ヘイトスピーチとは特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。例えば、(1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することを煽り立てるもの(2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの(3)特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のものなどは、それを見聞きした人々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、一人ひとりの人権

が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指すうえで、こうした言動は許されるものではありません。これを受けて、平成28年にヘイトスピーチ解消法が出来ました。

その内容はと言うと、本邦外出身者(日本で生活する外国人)に対する不当な差別的言動を許さないという法律です。このようなヘイトスピーチ解消法ですが、課題も存在します。それは、あくまで理念法であるがゆえに罰則を科すことが出来ないという点です。この課題を解消しない限り、ヘイトスピーチを根絶することはできません。

○部落差別解消推進法

最後に三つ目の部落差別解消推進法について紹介します。部落差別解消推進法とは、部落差別の解消の推進に関する法律の略称で、部落問題の解消に向けた取り組みを推進し、その解消のための施策として国や地方公共団体の責務を定めた法律です。この法律はインターネット上での部落差別について初めて明記された法律です。しかしながら、いまだにインターネット上では被差別部落のリストや部落出身者の個人情報が出回っている状況です。この原因はやはり、部落差別解消推進法も理念法であるという点です。この状況を打破するためにも更なる法整備が望まれます。

○まとめ

今回は人権三法について紹介しました。この三法が出来たことであからさまな人権侵害は減りましたが、まだまだ課題も残っているというのが現状です。皆さんもこのような法律があるということを心にとめて日々の生活を送りましょう。